

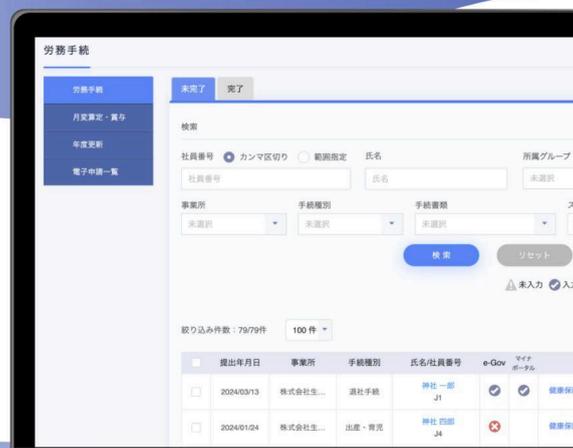
ジンジャー人事労務でマイナポータル申請可能な帳票を追加 —「産前産後休業取得者申出書」「育児休業等取得者申出書」も マイナポータルから電子申請が可能に—

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:桑内 孝志)は、「ジンジャー人事労務 社保手続きオプション」にて、マイナポータルの電子申請可能な帳票として「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」、「育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届」もマイナポータル上から電子申請ができるようになったことをお知らせします。



jinjer 人事労務 社保手続き
ジンジャー

「産前産後休業取得者申出書」
「育児休業等取得者申出書」も
マイナポータルから電子申請が可能に



■新機能概要

「ジンジャー」上から、マイナポータルを利用して申請できる帳票として、新たに「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届(※1)」、「育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届(※2)」についても、マイナポータルから電子申請ができるようになりました。

※1「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」とは

産前産後休業中に健康保険料や厚生年金保険料の免除を受けている従業員が、出産により休業期間が変更になった場合や、予定より早く休業を終了した場合に、事業主が提出する申請のことです。

参照: [日本年金機構「6-3:産前産後休業中の保険料免除を受けている被保険者の産前産後休業期間が変更・終了となったとき」](#)

※2「健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届」とは

従業員が育児休業を取得する際に、事業主が申し出を行うことで、育児休業期間中の健康保険料・厚生年金保険料の免除を受けられるようにするための申請のことです。休業が14日以上ある月が対象となり、一定条件を満たせば賞与にかかる保険料も免除されます。

育児休業を延長する場合や、予定より早く終了する場合にも提出します。

参照: [日本年金機構「6-4:育児休業等を取得し、保険料の免除を受けようとするとき」](#)

▼「ジンジャー」上から、マイナポータルを利用して電子申請可能な帳票一覧

- ・健康保険資格取得届
- ・健康保険資格喪失届
- ・被扶養者異動届
- ・算定基礎届
- ・月額変更届
- ・賞与支払届
- ・健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届
- ・育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届

※「ジンジャー」上から、マイナポータルを利用して電子申請をするイメージ



■「ジンジャー人事労務」とは

ジンジャー人事労務は、労務関連の各種手続きや年調収集、雇用契約などをペーパーレス化し、社内のあらゆる人事情報を一元管理する人事管理サービスです。人事情報が集約されたデータベースを使って、人員配置や育成計画、モチベーション管理ができ、組織の生産性向上に貢献します。また、ほかのジンジャーシリーズと組み合わせることで、勤怠や給与計算サービスとも人事情報の一元管理が可能です。

▶「ジンジャー人事労務」サービスサイト: <https://hcm-jinjer.com/jinji/>

■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算などの人事の定型業務から人事評価・eラーニングといったタレントマネジメントまで、1つにまとめて管理できるクラウド型人事労務システムです。

人事情報を1つに統合した「Core HRデータベース」によって、勤怠集計からの給与計算や、社会保険手続きに関する帳票類の入力といった定型業務の効率化・自動化を支援します。

また、それぞれのシステムのデータベースがつながっているため、データベースの自動反映や役割変更に応じた各システムへの権限変更の自動化などを実現します。

▶「ジンジャー」サービスサイト: <https://hcm-jinjer.com>

▶「ジンジャー」コンセプトムービー: <https://youtu.be/roNBdAmuwAo?si=DPg1MDjtGo7yrrM9>

■会社概要

会社名 : jinjer株式会社
 所在地 : 東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿
 代表者 : 代表取締役社長 桑内 孝志
 URL : <https://jinjer.co.jp/>

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】
 jinjer株式会社 広報室 (E-mail: pr@jinjer.co.jp)